いわき自転車合宿「聖地」化プロジェクト事業業務委託に関する仕様書(案) 【プロポーザル用】

1 業務名

いわき自転車合宿「聖地」化プロジェクト事業

2 委託業務の目的

浜通りでは自転車を活用した地域づくりが活発になっている。令和4年度において実施したいわき地域への大学自転車部の合宿誘致について、さらに増加・定着を進め、自転車合宿の「聖地」としての地位を確立し、もって自転車による地域づくりにつなげる。

3 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年3月29日(金)までの期間

4 委託業務の内容

(1) 大学自転車部合宿誘致事業

ア 大学自転車部合宿誘致活動

- ・大学自転車部等を対象に自転車合宿の誘致活動に取り組むこと。誘致活動は、メール・ 電話・文書等による方法で延べ20校以上、大学訪問による方法で延べ10校以上行 うこと。
- ・合宿誘致活動にあたっては、相手方から合宿の目標・想定等についてヒアリングを行い、その結果を踏まえた練習におすすめのルートや宿泊施設の提案を行うこと。また、 雨天等天候不良時の対応についても併せて提案すること。
- ・宿泊施設周辺のコインランドリーや買い出しが可能な店舗を提示すること。
- ・誘致した自転車合宿に係るコースや関連施設等の案内を行うこと。また、案内に必要な物品(例:三角コーン等)の整備を行うとともに、道路敷一時使用届等の許可が必要な場合は、福島県いわき地方振興局と連携して必要な許可をとること。
- ・大学自転車部等の自転車合宿誘致活動にあたり合宿に係る支援金を用意し、その受付・ 支払いを行うこと。ただし、支援額等については別表を基に算定し、総支援額は事業 費の3割以内とすること。なお、支援内容の詳細については福島県いわき地方振興局 と協議の上、決定することとする。

(2) 合宿受入体制強化事業

ア 自転車合宿に係るワンストップサービス体制整備支援

・宿泊施設や練習施設等と連携して大学自転車部の合宿に係る受入体制づくりを行うこと。(例:受入に係る協議会の設立、自転車合宿プラン等の造成、自転車部向け練習ルートの提案能力向上・獲得など)

- ・民間事業者への移行を念頭に置いて行うこと。
- イ 「合宿応援志隊」(仮称)の設立・活動支援
 - ・地域住民等と連携して大学自転車部の合宿をサポートを行う「合宿応援志隊」(仮称) を設立すること。
 - ・「合宿応援志隊」(仮称)による、サポート活動(例:郷土料理の紹介)を通じた交流活動が持続可能な取組となるよう必要に応じてワークショップ等を実施するとともに、試験的な取組について複数回支援を行うこと。

本事業の実施に当たっては、当局事業「いわきの強みを活かした持続可能な地域づくり 事業」の受託者と適宜連絡・調整を図り、両事業が効率的かつ効果的に実施できるように 十分に配慮すること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合には、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、 了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等 の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

5 成果品

実績報告書(正本・副本1部ずつ)

6 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の類を提出しなければならない。

- · 統括責任者通知書(仕様書様式第1号)
- ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。なお、打合せ等 を実施した場合は、適宜議事録(任意様式)を作成し、甲に提出すること。

9 その他

(1) 乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協

議し、甲の承認を得ること。

- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲 乙が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然 必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。
- (3) 受託者は本業務において知り得た秘密を、甲の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。